

平田 正昭

熊本大学工学部技術部

教職員の安全と健康については労働安全衛生法に基づき安全衛生管理の実施が求められると共に学生の安全と健康については学校保健法に基づき安全衛生管理の実施が求められている。

このように安全衛生管理体制を整備していくことは大学として重要な責務である。工学部技術部においても安全衛生委員や衛生管理者を選出するなどその一翼を担っている。

私自身は主衛生管理者の一人として3年間職場巡視の任に当たっているが、巡視によって見かけた災害発生要因（不具合事例 図1～4）を除去することにより労働災害を未然に防止することができ、衛生管理者業務の中でも特に重要な業務だと考える。

この報告会では周囲のご協力により改善できた例も含め紹介することでもう一度実験・実習の場を見直していただく機会になればと思う。



図1. 陥没した道路



図2. 扉傍の突き出た板材の角



図3. 変形した電気プラグ



図4. 整頓されていない通路